

報告第 5 号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和 35 年前橋市条例第 15 号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 30 日提出

前橋市長 山本 龍

別紙

## 専 決 処 分 書

### 前橋市国民健康保険税条例の改正について

#### 前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

前橋市長 山 本 龍